

中北地域防災アクションプラン アクション一覧

別紙3

大分類	中分類	管理番号	項目	項目の具体化
I 住民の命を守るアクション	耐震化及び施設整備	I-1-①	住宅及び公共建築物等の耐震化の推進	住宅及び公共建築物等の地震に対する安全性の向上のため、改修補助等の支援事業を実施する。また、建築関係団体との連携や、パンフレットの配布や講演会の開催等による普及啓発を行うことにより、木造住宅、公共建築物、有形文化財（建造物）、医療・福祉関係施設の耐震化を推進する。
		I-1-②	様々な被害を想定した公共建造物の耐震化の推進	橋梁、トンネル、都市公園施設、河川管理施設、農業用ため池等の公共建造物の点検・改修を実施し、長寿命化及び耐震化を推進する。
		I-1-③	上下水道設備の耐震化等の推進	ライフラインとして重要な上下水道設備の耐震化及び長寿命化や石綿セメント管の更新、耐震性貯水槽の整備を促進する。
		I-1-④	下水道施設に係る災害対策の強化	下水道施設の点検時期や内容について検討し、点検マニュアルを作成、改訂する等、災害予防対策の強化を推進する。また、復旧資材の計画的備蓄、応急復旧体制の強化を進め、被災時の早期復旧と二次災害の防止を図るため、具体的行動指針やマニュアルの作成・見直しを行う。
		I-1-⑤	緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進	大規模災害発生時の応急対策活動（避難、救助、物資輸送等）を広域的かつ効果的に実施するため緊急輸送道路の橋梁耐震化や落石防護対策等の必要な整備を行う。 また、緊急輸送路となる幹線道路、緊急輸送道路と連絡し、代替輸送道路として活用できる農道・林道、避難路となる生活道路、災害発生時の物流拠点へのアクセスとなり得るスマートICや接続道路を整備推進する。
液状化対策	I-2-①	液状化の危険に対する意識啓発	液状化マップにより液状化の危険度情報を住民に提供し、土地利用をする際に地盤調査入念に行うことや建物およびその周辺の液状化対策を検討することの必要性など、住民の液状化に対する意識を啓発する。	
防災体制の強化（行政）	I-3-①	非常参集体制の確立	発災時における市町の迅速な初動体制を確保するため、初動体制職員を対象とした非常参集訓練を実施する。 また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）の24時間即応体制を整備するとともに、職員の登庁方法、連絡体制や不在時の取り扱いについて、適切な手段を確保する。	
	I-3-②	地震発生時等の業務継続体制の確立・検証	大規模災害の発災時に非常時優先業務を適切に遂行するため業務継続計画（BCP）を策定し、訓練等の実施により継続的に検証を行う。特に防災拠点となる庁舎等が被災した場合に備えた対策を講じる。	
	I-3-③	受援体制の構築	受援計画を策定し、災害時の受入体制を構築するとともに、訓練等の実施により体制の検証、強化を図る。	
	I-3-④	主要データ、プログラム滅失対策の検討	被災等による行政データ破壊及び消失に対する保全を図るため、主要データ、プログラムを東海地震対策強化地域外への保管する。	

大分類	中分類	管理番号	項目	項目の具体化
		I-3-⑤	ヘリポートの確保等についての検討	大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に行えるようにするため、消防本部と連携を図りながら、消防防災ヘリ及びドクターヘリのヘリポート確保・整備を図る。
情報収集体制整備	I-4-①	総合的な防災情報システムの運用	迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するためのITを活用した「総合防災情報システム」を運用する。	
	I-4-②	建設業団体等からの被害情報収集体制の整備	建設業団体等と協定を結び、災害時の迅速な被災情報の収集や県民の救助活動及び災害復旧活動を円滑に実施するための体制づくりを推進する。	
	I-4-③	多様な情報入手手段の確保	衛星携帯電話の増設、災害時優先電話の配備拡大、EMIS(広域災害緊急医療情報システム)の活用、公用車両への画像転送装置の配備、アマチュア無線団体との提携等、電話・FAXの使用不能時にも対応できる情報入手手段の確保策を講じる。	
災害対応能力向上	I-5-①	行政機能に係る各種訓練の実施	発災時の適切な体制維持のため、対策本部、医療班、避難所担当班、住民相談班、応急対策班等を担当する職員を対象に、実践的な活動を想定した訓練を実施する。	
	I-5-②	住民参加型の訓練の実施	発災時、地域住民等が適切な行動をとれるよう、住民、自主防災組織、地域社会福祉協議会、自衛隊、消防団などの協力を得て総合的な避難所設置・運営、宿泊及び要配慮者対応等の実践的な訓練を実施する。	
	I-5-③	道路、河川、砂防施設等に係る緊急対応マニュアルの作成、見直し	災害拡大や二次災害防止のため、道路、河川、砂防施設等の緊急対応方法について検討し、マニュアルの作成・見直しを行う。また、これに基づく訓練を行い内容を確認するとともに、明らかになった問題点等について検討し、随時更新を行う。	
	I-5-④	避難勧告・指示判断マニュアルの作成	国のガイドラインに基づき、「避難勧告等の判断・伝達基準」の市町村における作成や見直しを促進する。	
	I-5-⑤	救急救命士、防災士の養成	消防本部等と連携し、災害時の救急搬送や自主防災組織において中心的な活動を行う人材である、救急救命士の確保や防災士の養成を促進する。	
協力体制	I-6-①	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	山梨県内において地震等大規模災害が発生した場合に、災害復旧活動等を円滑に実施するための体制づくりを推進する。	
	I-6-②	道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築	緊急輸送道路が複数市町にわたる場合の被害状況の把握のため、近隣市町との情報共有体制の構築に努める。	
	I-6-③	応援人員受入体制の整備	県、自衛隊、応援協定締結団体やDMAT(災害派遣医療チーム)等により派遣された人員の受入体制について、迅速に応援を受けられる体制を構築する。	
医療救護体制	I-7-①	医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進	医療施設と連携して、電気(自家発電設備)、水、通信手段や災害用医薬品をはじめとする備蓄品の確保手段及び支援体制の整備を促進する。	
	I-7-②	市立病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進	市立病院の災害時対応マニュアルを必要に応じて見直しを行い、それを活用した訓練を実施する。	
	I-7-③	特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備	医療機関等関係機関と連携して患者情報を共有しながら、妊産婦、透析患者等に係る支援体制を整備する。また、発災時の医療提供及び搬送体制が速やかに行われる情報伝達方法について構築する。	

大分類	中分類	管理番号	項目	項目の具体化
	原子力災害対応	I-8-①	原子力災害対策の促進	原子力発電所に不測の事態が発生した場合に備え、県が開催する研修会等への参加による行政職員の資質の向上や体制整備を図るとともに、放射線の特性や健康への影響等について住民への普及啓発を行う。
		I-8-②	放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備	大気、上下水道水、農林畜産物、流通食品等に係る放射線・放射能物質の各種検査・調査体制を整備する。
	平時における普及啓発	I-9-①	ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供	家具の転倒防止、建物耐震化、初期消火、自主防災組織、危険地域、指定緊急避難場所・指定避難所の場所及び注意点、避難所での生活、帰宅困難者対策等、有用かつ必要な情報を適切な手段を用い住民へ提供し、防災意識の啓発を図る。
		I-9-②	家庭や事業所等における飲料水や食料等の備蓄の促進	大規模災害発生時に必要な飲料水や食料等の備蓄の充実について、広報誌、ホームページ、地域の行事、講習会等あらゆる機会をとらえて家庭や事業所等に対し啓発を行う。
地域防災力強化		I-10-①	地域防災力の強化を支える人材の育成	実効性のある自主防災組織づくりを促進するため、地域で中心的な役割を担う防災リーダーの育成を図る。特に被災時には、生活や子育て等に係る女性の視点が重要となることから、女性の参画を促進する。また、防災に関する研修会や訓練を定期的実施するとともに、地域のイベント(環境整備、高齢者の集まり等)などを利用して、地域住民による危険箇所把握や要配慮者の把握等に努める。
		I-10-②	活動マニュアルの整備・見直し	地域や組織の実情に応じた活動マニュアル等を作成し、訓練等によって明らかになった問題点を検討し、随時見直しを図る。
		I-10-③	消防団の活性化	消防団員の確保や消防団員が活動しやすい環境整備を進めるため、住民等への広報や、消防団活性化総合計画の策定・見直しを促進する。
		I-10-④	自主防災組織・消防団の防災資機材の整備促進	自主防災組織、消防団が使用する可搬ポンプ、非常用発電機、ロープ、ライト、耐震性貯水槽、救助用資機材について、各種助成事業等を活用した整備を促進する。
学校等の対策		I-11-①	保育所、学校における防災対策の推進(対教職員)	危機管理対策に係る指導・支援を行い、幼児・児童・生徒の安全確保、保護者への引渡ルールの確認、登下校時の安否確認や連絡方法、教育委員会との連絡体制の確保等に係る学校防災マニュアルの見直しを促進する。 また、教職員や児童生徒の防災に対する意識の向上を図り、安全を確保するため、緊急地震速報受信システムを導入した避難訓練の実施及び学校防災アドバイザーの活用、災害ボランティア活動の推進・支援を行うとともに、地域の防災関係機関や各自治会との連携体制を構築・強化する。
		I-11-②	保育所、学校における防災対策の推進(対児童生徒等)	総合学習の時間や学校等と市町が連携した防災訓練の実施等、機会を捕らえ、幼児・児童・生徒に対する防災教育を行い、防災意識の普及啓発を図る。
ボランティア活用・支援		I-12-①	災害ボランティア活用体制の整備	災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施し、マッチングの手順を確認するなど災害時のボランティア受入体制の整備を進める。 また、大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO・ボランティア団体等と連携・協働し、防災対策を推進する。
		I-12-②	要配慮者に係るボランティア等の支援体制の確保	関係機関と連携し、介護支援者、手話通訳ボランティア、災害時通訳ボランティア等の確保を進める。 また、発達障害者に対する情報支援体制について検討を進める。

大分類	中分類	管理番号	項目	項目の具体化
		I-12-③	ボランティアコーディネーター養成等の促進	社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの連絡調整役を担うコーディネーターの養成等を促進する。

大分類	中分類	管理番号	項目	項目の具体化
	要配慮者	I-13-①	避難行動要支援者名簿の作成	関係機関と連携し、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者へ確実な支援を実施するため、個別計画の作成を推進する。
		I-13-②	避難行動要支援者支援マニュアル等の作成	避難行動要支援者の優先的な救助や避難を進めるため、福祉避難所への誘導や福祉避難所の体制づくりなどを定めた避難行動要支援者支援マニュアルの作成を促進し、必要に応じて内容の更新を促す。
		I-13-③	福祉避難所の指定促進	要配慮者の迅速な避難誘導と避難所生活に係る支援を目的とした、福祉避難所の指定を促進する。
		I-13-④	要配慮者等の避難場所としての関係社会福祉施設の利用促進	高齢者、児童、障害者関連施設を一時避難所として活用するため、施設との協定締結を促進する。また、施設間における協力体制づくりを支援する。
		I-13-⑤	要配慮者に配慮した避難誘導・避難所・福祉避難所の開設訓練の実施	災害時における要配慮者の円滑な避難のため、地震防災訓練等の場において、要配慮者に配慮した避難誘導や避難所、福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。
		I-13-⑥	外国人住民の防災意識向上のための普及啓発	外国人住民向けの外国語の防災ガイドブックを活用するとともに、地震など緊急時における対応についての研修や訓練を行い、外国人に、地域住民の一員としての防災意識の啓発を図る。
		I-13-⑦	外国人住民への支援体制の整備についての検討	外国人住民への多言語による防災関連情報の提供方法、避難情報の提供方法、避難所における外国語表示等の生活支援体制の整備を促進する。
	帰宅困難者等対策	I-14-①	帰宅困難者対策の推進	災害時には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の協定の締結を推進する。また、公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等を検討する。
		I-14-②	観光協会等と連携した滞留旅客対策の推進	観光協会等と連携し、被災時に帰宅困難となった観光客など滞留旅客に係る情報収集、また滞留旅客者への情報提供の方策、並びに受入れ体制の整備等について連絡会議等により情報共有を図る。
	II 住民のくらしを守るアクション	災害時広報・相談体制確立	I-15-①	中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備についての検討
II-1-①			被災者への災害情報提供体制の整備	被災者へ正確な情報提供を行うため、ホームページ、SNS等の多様な手段を活用した情報提供体制を整備する。
		II-1-②	被災者総合相談体制の整備	消費生活、DV、外国人、税、雇用、放射能、各種資金の紹介等、住民からの相談が想定される事項や、提供すべき情報について窓口を設置し相談体制の充実を図る。

大分類	中分類	管理番号	項目	項目の具体化
	避難所	II-2-①	指定緊急避難所及び指定避難所の指定	災害種別に応じた適切な指定緊急避難所及び指定避難所の指定を速やかに行う。 また、既に指定を行った避難場所・避難所についても随時適切性の見直しを行う。
		II-2-②	避難対策指針や避難生活計画書の作成	円滑な避難所運営に向け、運営体制、備蓄の整備等を定めた対策指針や避難生活計画書を作成する。
		II-2-③	避難所運営マニュアルの作成	避難者や自主防衛組織が、避難所の自主運営を行えるようにするため、個々の避難所の実情に沿った実務的な内容の避難所運営マニュアルの作成を促進する。
		II-2-④	避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所運営・運営訓練の実施	防災訓練の場において、市町村(避難所管理者)と地域住民(自主防災組織)、防災リーダーのほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施し、避難所の運営方法の検証を行い、マニュアルを随時見直していく。
		II-2-⑤	避難所等への公的備蓄の保管促進(資機材・非常食の確保)	想定される災害の規模の検証を行い、必要となる資機材(ブルーシート・毛布・簡易トイレ等)や発災後3日間程度の非常食等の備蓄を確保・維持する。また、女性や災害時要援護者のニーズに配慮した備蓄を推進する。
		II-2-⑥	要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進	要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営方法及び女性の避難所の運営の参加について啓発や周知を行う。
	健康支援	II-3-①	被災者の健康支援体制の整備	全被災者向け、配慮が必要な被災者向け(乳幼児、妊産婦、慢性疾患、高齢者等)、心のケアを必要とする被災者向けなど、様々な対象を考慮した被災者の健康支援体制の整備を進める。
		II-3-②	被災者の衛生管理体制の整備	感染症や食中毒の予防等、季節を考慮した衛生管理体制を整備する。また、公衆浴場施設等の利用に関する協定等の締結を促進する。
		II-3-③	防疫用消毒剤等の確保体制の整備	感染症まん延防止のための防疫用消毒資材等の備蓄状況を確認すると共に、被災時の資材確保体制を整備する。
		II-3-④	災害時保健師等活動マニュアルの作成、見直し	被災者指導の内容、機関別役割、住民との協働、派遣支援、応援受入などを内容とした災害時保健師等活動マニュアルの作成、内容の見直しを行い、被災時における保健師等の迅速な活動を可能にする。
	緊急物資	II-4-①	緊急物資の確保・供給(調達の協定、域外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立)	緊急物資調達に係る協定内容の見直しと新たな協定締結の推進 ・物資保有数量等の確認、小売業者等との協定の見直しや協定の拡大 域外からの救援物資の受け入れ体制の整備 ・域外の個人・企業・自治体からの物資供給に対応する受入場所や輸送方法の確認等体制を整備 緊急物資調達。配送システムの確立とマニュアル作成 ・災害発生時に緊急物資を迅速に確保するため、調達及び配送体制を確立し、手続きをマニュアル化 ・市町の拠点から避難所までの輸送種々の確保を図る。

大分類	中分類	管理番号	項目	項目の具体化
		Ⅱ-4-②	災害時における燃料確保体制の整備	災害時における燃料を確保・供給するため、ガソリンスタンド(組合)との協定締結を促進する。また、庁舎や公共施設における燃料タンクへの給油回数を増やし、満了化を図ることにより常時一定の保有量を確保する。
Ⅲ 復旧を進めるアクション	応急仮設住宅の確保	Ⅲ-1-①	応急仮設住宅確保体制の整備	建設用地の選定、民間・公営住宅の空室提供等に係る体制及び仮設住宅建設に係る域外自治体等からの応援受入等に係る体制を整備し、住民の迅速な住居確保を進める。
	廃棄物対策	Ⅲ-2-①	災害廃棄物処理体制の整備	大規模災害時に予想される電力供給不足への対応について災害廃棄物処理計画等への追記を図る。また、災害時の迅速な廃棄物処理や円滑な応急復旧活動の実施のため、廃棄物関係団体等と必要に応じて協定を締結する。